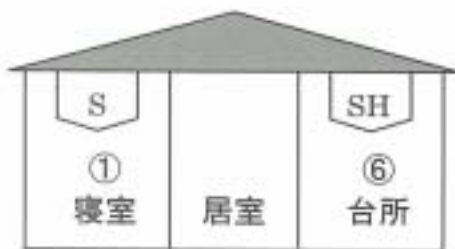


警報器を設置する部屋の解説 ……………ご自分の家にあてはまる例をさがしてください。(寝室に着目)

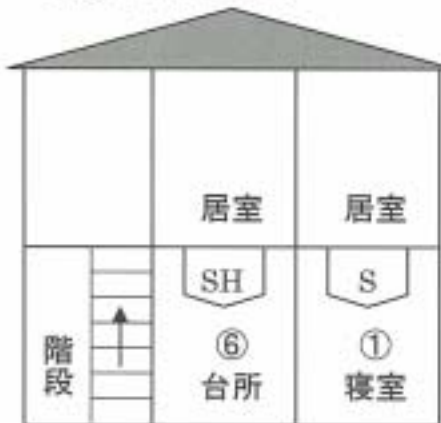
※ NSマーク付き S 警報器(煙式) SH 警報器(煙式又は熱式)

1階建て



2階建て

●寝室：1Fのみ



●寝室：2Fのみ



●寝室：1F・2F



3階建て

●寝室：1Fのみ



●寝室：2Fのみ



●寝室：3Fのみ



●寝室：1F・2F



●寝室：1F・3F



●寝室：2F・3F



●寝室：1F・2F・3F



寝室のない階で7㎡以上の居室が5以上ある場合



※吹き抜けの階段は、火災の煙を有効に感知できる位置に警報器を取付けてください。

- 寝室: 普段、就寝に使う部屋に設置します。子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。
- 階段: 条例の内容を図に示しましたので、ご自宅にあてはまる例を参考にして設置してください。
- 廊下: 寝室のない階で7㎡(通常4畳半)以上の居室が5以上ある場合は、廊下に設置します。廊下がない場合は階段に設置します。
- 台所: ガスコンロ、電気コンロ、電磁調理器、その他火気を使用する機器等のある台所に設置します。ワンルームマンションのように台所と寝室が同じ部屋の場合は1つ設置すれば足ります。

※ 凡例：①～⑥は火災予防条例第29条の3第1項各号の設置場所を示します。